大阪府告示第1922号

大阪府生活環境の保全等に関する条例(平成6年大阪府条例第6号)第81条の21の3第1項の規定により、大阪府土壌汚染に係る自主調査及び自主措置の実施に関する指針を次のとおり定める。

平成22年11月30日

大阪府知事 橋下 徹

大阪府土壌汚染に係る自主調査及び自主措置の実施に関する指針

第1目的

この指針は、大阪府生活環境の保全等に関する条例(平成6年大阪府条例第6号。以下「条例」という。)第81条の21の3第1項の規定により、自主調査及び自主措置(以下「自主調査等」という。)の実施に関する基本的な事項を定めることにより、適切で、かつ客観性がある自主調査等が実施され、及びその結果が適切に活用されることを目的とする。

第2 定義

この指針の用語の意義は、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号。以下「法」という。)及び条例の定めるところによる。

第3 対象とする自主調査又は自主措置

この指針の対象とする自主調査又は自主措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 土地の形質の変更が行われる可能性がある土地であって、その面積が法第4条第1項又は条例第81条の5第1項に規定する面積の要件に 該当する土地において実施する自主調査又は自主措置
- (2) 法第14条の規定により区域指定を申請する可能性がある土地において実施する自主調査
- (3) 土地を利用する上で、当該土地の土壌の管理有害物質による汚染の状況を把握し、汚染があった場合には原位置封じ込め等の措置を行い、 その結果について周辺住民又は関係者に客観的に説明し、又は報告する必要がある場合等、技術的に一定の水準が求められる自主調査又は 自主措置
- (4) (1)から(3)までに掲げる自主調査又は自主措置以外のもの

第4 自主調査の実施

1 指定調査機関への委託

第3(1)から(3)までに掲げる自主調査を実施しようとする者(以下「自主調査実施予定者」という。)は、法第4条第2項に規定する指 定調査機関に委託して当該自主調査を行うものとする。

2 土壌汚染のおそれ等の把握

自主調査実施予定者は、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成6年大阪府規則第81号。以下「条例施行規則」という。) 第48条の5の規定に準じて、調査対象地の土壌汚染のおそれを把握するための調査(以下「地歴調査」という。)を行うとともに、調査対象地及びその周辺の土地における地下水の管理有害物質による汚染の概況の把握に努めるものとする。

3 自主調査の実施に関する計画の作成

| 自主調査実施予定者は、2で行った地歴調査の結果を踏まえ、別表に掲げる条例に定める方法に準じて、次に掲げる事項について、自主

調査の実施に関する計画を作成するものとする。

- (1) 調査の目的及び方針
- (2) 調査対象地、試料採取等対象物質及び調査期間
- (3) 試料採取等対象物質ごとの土壌汚染のおそれの区分の分類
- (4) 試料採取等区画及び試料採取地点
- (5) 試料採取方法及び測定方法
- (6) 別表に掲げる条例で定める方法のうち、調査を省略した方法の有無及びその内容
- (7) 調査を実施する指定調査機関
- (8) その他必要な事項
- 4 自主調査の実施及び結果の取りまとめ

自主調査実施予定者は、3で作成した計画に基づいて自主調査を実施するとともに、その結果について、次に掲げる項目を参考に取りまとめるものとする。また、自主調査の実施に当たっては、必要に応じて地下水の汚染状況の把握に努めるものとする。

- (1) 3(1)から(5)までに掲げる項目
- (2) 試料採取地点ごとの検出値、定量下限値、試料採取日等の試料採取等の結果及び計量証明書、現場写真等の当該結果を証明する書類
- (3) 試料採取等の結果の評価
- (4) 保管すべき履歴等の資料
- (5) 地下水の汚染状況の把握を行った場合はその結果
- (6) 調査を実施した指定調査機関
- (7) その他必要な事項

第5 自主措置の実施

1 自主措置の種類

第4の4の自主調査の結果、検出された管理有害物質が条例施行規則第48条の33に定める基準に適合せず、第3(1)又は(3)の自主措置を 実施しようとする者(以下「自主措置実施予定者」という。)は、条例施行規則別表第18の6の上欄に掲げる土地の区分に応じ、同表の中欄 及び下欄に定める措置から実施する措置の種類を選択するものとする。

2 自主措置の実施に関する計画の作成

自主措置実施予定者は、条例施行規則別表18の7の上欄に掲げる措置の種類に応じた同表の下欄に定める措置の方法に準じて、次に掲げる項目について検討し、自主措置の実施に関する計画を作成するものとする。

- (1) 措置の目的及び目標
- (2) 措置の対象地及び実施期間
- (3) 土壌汚染詳細調査(自主措置において必要となる基準不適合土壌(法第6条第1項又は条例第81条の8第1項の規定による基準に適合

しない土壌をいう。) のある範囲及び深さの把握のために行われる調査をいう。以下同じ。) を行う必要がある場合は、その実施方法

- (4) 措置の方法の詳細及びその工程(土壌汚染詳細調査を行った場合は、その結果を勘案した措置の方法及び工程)
- (5) 基準不適合土壌を措置の対象地の外に搬出し、及び運搬する場合の運搬及び処理の方法及び搬出先の情報等
- (6) 措置実施中の施行管理体制
- (7) 措置に伴う施設を設置する計画の有無及びその内容
- (8) 周辺環境への汚染の拡散防止等の周辺環境保全対策
- (9) 措置完了の確認方法
- (10) 地下水モニタリング調査を実施する場合は、その実施計画
- (11) その他必要な事項
- 3 自主措置の実施及び結果(地下水モニタリング調査に係るものを除く。)の取りまとめ

自主措置実施予定者は、2の計画に基づき自主措置を行うとともに、その結果(地下水モニタリング調査に係るものを除く。)について、次に掲げる項目を参考に取りまとめるものとする。また、当該措置において基準不適合土壌を当該土地から運搬し、及び処理するときは、条例第81条の16から第81条の19までの規定に準じて行うものとする。

- (1) 2(1)及び(2)に掲げる項目
- (2) 土壌汚染詳細調査を行った場合は、その結果
- (3) 措置の種類及びその方法
- (4) 措置に伴う汚染拡散防止対策の概要
- (5) 実際に措置を行った基準不適合土壌の範囲を示す平面図及び断面図並びに当該土壌の量
- (6) 周辺環境保全対策及び周辺環境監視結果
- (7) 基準不適合土壌の搬出を行った場合は、管理票及び処理先での処理報告書
- (8) 地下水モニタリング調査を実施する場合は、地下水観測井の設置状況
- (9) 計量証明書、現場写真等その他の措置の結果を証明する書類
- (10) その他必要な事項
- 4 自主措置に係る地下水モニタリング調査の結果のとりまとめ

自主措置において地下水モニタリング調査を実施した場合は、その結果について次に掲げる項目を参考に取りまとめるものとする。

- (1) 地下水モニタリング調査対象地
- (2) 地下水モニタリング調査開始日及び措置効果確認日
- (3) 地下水観測井の位置及び構造等
- (4) 地下水の水質分析結果
- (5) その他必要な事項

第6 自主調査等の方法に対する指導又は助言

自主調査等を実施しようとする者及び実施した者は、適宜、その方法等について知事の指導又は助言(第3(4)に掲げる自主調査等にあっては、助言)を受けることができる。なお、第3(1)から(3)までに掲げる自主調査等を実施しようとする者及び実施した者は、次の各段階において知事に報告書等の文書により報告や説明を行うことにより、指導又は助言を受けることが望ましい。

- (1) 自主調査の方法を計画した段階
- (2) 自主調査が終了した段階
- (3) 自主措置の方法を計画した段階
- (4) 自主措置(地下水モニタリング調査を除く。)が終了した段階
- (5) 自主措置の効果を確認する地下水モニタリング調査を実施し、及び終了した段階

第7 自主調査等の情報提供

- 1 第3(1)から(3)までに掲げる自主調査等の実施者は、当該自主調査等の計画や結果について、周辺住民に情報提供するよう努めるものとする。
- 2 知事は、第6により報告を受けた自主調査等の結果の情報を整理し、必要に応じて府民に情報提供するものとする。

第8 自主調査等の結果の記録等

自主調査等の実施者は、自主調査等の結果の記録を保管し、土地所有者等に変更があった場合は、これらの記録を引き継ぐよう努めるものとする。

別表(第4の3関係)

条例に定める方法	該当する条例施行規則の規定
試料採取等を行う区画の選定	条例施行規則第48条の6
土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の土壌汚染状況調査に係る特例	条例施行規則第48条の7
試料採取等の実施	条例施行規則第48条の8
30メートル格子内の汚染範囲の確定のための試料採取等	条例施行規則第48条の9
土壌ガス調査により試料採取等対象物質が検出された場合等における土壌の採取及び測定	条例施行規則第48条の10
試料採取等の結果の評価	条例施行規則第48条の11
ダイオキシン類について汚染状態にあるとみなされた土地の周辺の試料採取等	条例施行規則第48条の12
調査対象地の土壌汚染のおそれの把握等の省略	条例施行規則第48条の13
第一種特定有害物質に関する試料採取等に係る特例	条例施行規則第48条の14
試料採取等を行う区画の選定等の省略	条例施行規則第48条の15
試料採取等の省略	条例施行規則第48条の16

大阪府生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例(平成15年大阪府条例第47号)の施行前に行われた調査の結果の利用

条例施行規則第48条の17